

愛媛県立都市公園

(道後公園、総合運動公園、とべ動物園、
南予レクリエーション都市公園)

指定管理者募集要項

平成25年7月

愛 媛 県

目 次

1	指定管理者募集の目的	1
2	施設の概要	1
3	指定管理者が行う業務及び管理の基準	5
4	指定期間	5
5	管理運営に要する経費	6
6	申請資格等	7
7	募集要項の配布、現地説明会等	8
8	参加意思表明書の提出	10
9	申請の手続き	11
10	指定管理者の候補の選定	12
11	指定管理者の指定及び協定の締結	14
12	業務開始前に管理の実施が困難になった場合 における措置に関する事項	15
13	指定期間満了前の取消し	15
14	その他	16
15	添付資料	17
16	問合せ先	17
別紙 1	指定管理者募集スケジュール	18
別紙 2	提出書類一覧	19

愛媛県立都市公園（道後公園、総合運動公園、とべ動物園、南予レクリエーション都市公園） 指定管理者募集要項（案）

1 指定管理者募集の目的

愛媛県立都市公園（以下「県立都市公園」という。）などの地方自治体の公の施設（一般住民が利用する施設）の管理運営を行うものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、公共的な団体に限られていましたが、平成15年6月の同法の改正（同年9月施行）により、住民サービスの向上と経費の削減を図るため、民間事業者も対象となる「指定管理者制度」が創設されました。

このため、愛媛県では、県立都市公園の管理運営に民間事業者の有するノウハウを活用し、効果的、効率的な運営を行うことを目的に、平成18年度から、県立都市公園の管理運営に指定管理者制度を導入しており、愛媛県立都市公園条例（昭和34年愛媛県条例第19号。以下「県立都市公園条例」という。）第15条の規定に基づき、県立都市公園の管理運営を行うもの（以下「指定管理者」という。）を選定するため、この要項に定めるところにより、2の施設ごとに指定管理者を広く募集します。

2 施設の概要

(1) 道後公園

ア 名称

道後公園

イ 所在地

愛媛県松山市道後公園

ウ 面積

約8.56ha

エ 法的位置付け

都市公園法（昭和31年法律第79号）及び県立都市公園条例に基づく都市公園、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく史跡

オ 設置目的

県民の憩い、安らぎの場とするとともに、中世の湯築城跡を復元、保存、活用することにより散策、休憩しながら歴史を学べる施設として設置している。

カ 施設概要

道後公園の施設等については、添付資料の「道後公園施設等概要」を参照してください。

○主要施設

管理棟（資料館） 1棟 271.00㎡（うち資料館96㎡）

復元武家屋敷 2棟 160.90㎡

土塀 8か所 約120m

土塁展示室 57.08㎡

キ 開園年月日

明治 21 年 6 月 26 日

(復元区域リニューアルオープン：平成14年4月1日)

ク 事業概要

(ア) 歴史学習の場としての湯築城跡の管理運営

(イ) 都市公園施設及び遊具の提供

(ウ) その他必要な業務

ケ 事業実績等

道後公園の運営体制、事業実績等については、添付資料の「道後公園実績概要」を参照してください。

コ その他

施設及び事業の概要については、道後公園のホームページも参照してください。

<http://www.dogokouen.jp/>

(2) 総合運動公園 (とべ動物園、自由広場及び駐車場を除く。)

ア 名称

愛媛県総合運動公園

イ 所在地

愛媛県松山市上野町乙46番地

ウ 面積

約51.6ha

エ 法的位置付け

都市公園法及び県立都市公園条例に基づく都市公園

オ 設置目的

愛媛県のスポーツ振興を図るとともに、幅広いレクリエーション活動に対応することにより、スポーツ立県えひめの実現に貢献する施設として設置している。

カ 施設概要

総合運動公園の施設等については、添付資料の「愛媛県総合運動公園施設等概要」を参照してください。

○主要施設

陸上競技場(33,590㎡,鉄筋コンクリート3階(一部鉄骨4階))

体育館(9,046㎡主体育館2,142㎡,補助体育館1,178㎡)

テニスコート(16,660㎡,16面)、補助競技場(19,300㎡)、球技場(19,920㎡)、

弓道場(1,704㎡)、相撲場(8,000㎡)、多目的広場(13,320㎡)、

キャンプ場(5,000㎡)

キ 開館年月日

昭和55年5月15日

ク 事業概要

(ア) 総合運動公園 (とべ動物園、自由広場及び駐車場を除く。以下この項において同じ。)内の有料公園施設の適正な供用

(イ) 総合運動公園内の施設、備品の維持管理

(ウ) その他必要な業務

ケ 事業実績等

総合運動公園の運営体制、事業実績等については、添付資料の「愛媛県総合運動公園実績概要」を参照してください。

コ その他

施設及び事業の概要については、総合運動公園のホームページも参照してください。

<http://www.epsc.jp/>

(3) とべ動物園

ア 名称

愛媛県立とべ動物園

イ 所在地

愛媛県伊予郡砥部町上原町240

ウ 面積

約17.4ha

エ 法的位置付け

都市公園法及び県立都市公園条例に基づく都市公園、博物館法（昭和26年法律第285号）に基づく博物館

オ 設置目的

世界中の動物をバランスよく集め、来園者にレクリエーションを提供するとともに、希少動物の繁殖、自然環境問題への提言や情操教育、生涯教育にも貢献する施設として設置している。

カ 施設概要

とべ動物園の施設等については、添付資料の「とべ動物園施設等概要」を参照してください。

○主要施設

獣舎 カンガルー・ワラビー舎ほか35棟

管理施設 管理事務所ほか14棟

便益施設 便所ほか7棟

キ 開園年月日

昭和63年 4月 1日

ク 事業概要

(ア) とべ動物園、総合運動公園の自由広場及び駐車場の供用

(イ) 動物の飼育管理

(ウ) その他必要な業務

ケ 事業実績等

とべ動物園の運営体制、事業実績等については、添付資料の「とべ動物園実績概要」を参照してください。

コ その他

施設及び事業の概要については、とべ動物園のホームページも参照してください。

<http://www.tobezoo.com/>

(4) 南予レクリエーション都市公園

ア 名称

南予レクリエーション都市公園

イ 所在地

愛媛県宇和島市津島町ほか

ウ 面積

206.72 h a

エ 法的位置付け

都市公園法及び県立都市公園条例に基づく都市公園

オ 設置目的

南予地方の美しい自然と豊かな人情にあふれた風土を背景に、緑と海をテーマに「見る、楽しむ、憩う、学ぶ、鍛える」を盛り込んだレクリエーション施設として設置している。

カ 施設概要

南予レクリエーション都市公園の施設等については、添付資料の「南予レクリエーション都市公園施設等概要」を参照してください。

第1号公園（宇和島市津島町）

日本庭園南楽園、ローラースケート場、イベント広場、オートキャンプ場ほか

第3号公園（愛南町）

野球場、テニスコート、多目的広場、屋内運動場、球技広場、宇和海展望タワー、キャンプ場、紫電改展示館、こども動物園 ほか

第4号公園（宇和島市津島町）

ゴーカート場、テニスコート ほか

第5号公園（愛南町）

御荘プール ほか

第6号公園（宇和島市日振島）

キャンプ場 ほか

第7号公園（愛南町）

ジャンボスライダー、スロープカー ほか

キ 開園年月日

昭和51年4月1日

ク 事業概要

(ア) 南予レクリエーション都市公園の供用

(イ) 南予レクリエーション都市公園内の施設及び備品等の維持管理

(ウ) その他必要な業務

ケ 事業実績等

南予レクリエーション都市公園の運営体制、事業実績等については、添付資料の「南予レクリエーション都市公園実績概要」を参照してください。

コ その他

施設及び事業の概要については、南予レクリエーション都市公園のホームページも参照してください。

3 指定管理者が行う業務及び管理の基準

(1) 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務は、次のとおりです。（県立都市公園条例第15条第2項）

- ア 県立都市公園の運営に関する業務
- イ 県立都市公園条例第6条の規定による公園の利用の禁止又は制限に関する業務
- ウ 県立都市公園の利用の許可に関する業務
- エ 県立都市公園の利用に係る料金の収受に関する業務
- オ 県立都市公園の利用者への便宜の供与に関する業務
- カ 県立都市公園の利用の促進に関する業務
- キ 県立都市公園の施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
- ク その他知事が定める業務

(2) 管理の基準

- ① 開館時間、休館日及び利用の許可等
県立都市公園条例の規定のとおりとします。
- ② 個人情報の保護
指定管理者には、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第14条の規定により、個人情報の適正な取扱いについての義務が課せられます。
- ③ 情報の公開
指定管理者には、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号）第36条の規定により、情報公開に関する努力義務が課せられます。
- ④ 行政手続条例の適用
指定管理者が施設の利用者に対して行う許可等の処分には、愛媛県行政手続条例（平成7年愛媛県条例第48号）が適用されます。
- ⑤ その他
上記のほか、指定管理者は、県立都市公園の管理運営を行うに当たり、関係法令を遵守する必要があります。

(3) 留意事項

- ア 業務の内容及び管理の基準の詳細は、添付資料の各公園ごとの「指定管理者業務仕様書」を参照してください。
- イ 指定管理者が行う管理運営業務の全部を一括して、第三者に委託し又は請け負わせることはできません。
ただし、業務の一部については、専門の事業者へ委託することができます。

4 指定期間

指定の期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間で予定しています。

ただし、この期間は愛媛県議会での議決により確定することとなりますので、留意し

てください。

5 管理運営に要する経費

県立都市公園は、地方自治法第244条の2第8項の規定による利用料金制を採用します。指定管理者は、施設の利用者が支払う利用料金（以下「利用料金」という。）、愛媛県が指定管理者に支払う経費（以下「委託料」という。）及び利用者へのサービス向上等のために指定管理者が実施する自主事業による収入（以下「自主事業収入」という。）をもって、管理運営業務を行うものとします。

(1) 利用料金制

利用料金の額は、県立都市公園条例第15条の11の規定に基づき、あらかじめ知事の承認を受けた上で、指定管理者が定めることとなります。

(2) 委託料

委託料の額は、道後公園については、毎年度48,424千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下、この項において同じ。）を上限とし、総合運動公園については、毎年度200,624千円を上限とし、とべ動物園については、毎年度341,135千円を上限とし、南予レクリエーション都市公園については、毎年度341,118千円を上限として、予算の範囲内で、年度ごとに締結する協定書で定めます。

なお、原則として、増額は行いませんので、事業計画及び収支計画立案の際は注意してください。

また、総合運動公園の委託料上限額は、26年度に実施を予定している施設改修工事による利用料金収入の減収分を委託料として上乗せすることを見込んで積算したものであり、27年度以降については、通常の管理運営となるため、過去の利用料金収入（資料6を参照）を参考に収支計画を立案ください（改修工事の工期の延長は現時点で想定しないものとします）。

(3) 自主事業収入

自主事業収入は指定管理者に帰属するものとします。

なお、指定管理者が自主事業を実施する場合には、あらかじめ愛媛県と協議し、許可を得ておく必要があります。（指定管理者から事業計画書において提案された自主事業の実施については、協定締結の際に改めて協議するものとします。）

(4) 委託料の支払方法

委託料の支払時期については、原則として四半期ごとの前金払となります。

なお、経理は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに区分してください。

(5) 積算に当たっての留意事項

今後、電気料金の値上げや消費税の増税などによる必要経費等の増加が予想される場所ですが、現時点では、募集開始日（平成25年8月2日）現在の電気料金（※）、消費税率等に基づき募集要項、業務仕様書を作成しています。

申請に当たっては、募集開始日時点における積算等に基づいて、計画等を作成・提出していただくようお願いします。これら法制度や社会情勢の変化に伴う委託料の増額等の対応につきましては、その影響額も踏まえて、別途、協議・検討するものとし

ます。

※ 各施設については、電気料金の自由化部門である高圧電力（道後公園：31 k w、総合運動公園：契約電力1,350 k w、とべ動物園：契約電力407 k w、南予レクリエーション都市公園：契約電力500 k w）を使用しており、現在契約している四国電力の電気料金については平成25年7月1日以降の契約における値上げが既に決定していることから、委託料上限額については値上げ後の料金設定に基づいて算定しています。

また、総合運動公園については、施設改修により、今後、契約電力が上昇する可能性があるため、想定される契約電力（1,850 k w）に基づいて委託料上限額を算定していますので、ご注意ください。

6 申請資格等

(1) 申請資格

指定管理者の指定を申請することができる者は、指定期間中、適切に県立都市公園の管理運営を行うことができる、県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次のいずれにも該当しないものとします。

また、申請に当たっては、あらかじめ参加意思表明書を提出しておく必要があります。（「8 参加意思表明書の提出」を参照）

なお、法人等の組織の形態（株式会社、任意団体等）は問いませんが、個人での申請はできません。

- ① 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第131条の規定により愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）等の規定に基づき更正、再生又は破産手続等をしている法人等
- ③ 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等
- ④ 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等
- ⑤ 地方自治法第 244条の 2 第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等
- ⑥ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ⑦ 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある法人等
- ⑧ 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 破産者で復権を得ない者

ウ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に該当する者

(2) 複数の団体での共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等での共同（以下「コンソーシアム」という。）による申請ができます。この場合、次の事項に留意してください。

① コンソーシアムの適切な名称を設定し、代表となる法人等（以下「代表団体」という。）を選定してください。

② 申請書提出後に、代表団体を変更し、又は構成員の全部又は一部を変更すること（特定の構成員を除外し、又は新たな法人等を追加する場合を含む。）は、原則として認めません。

ただし、特別な事情により、愛媛県がやむを得ないと認めた場合に限り、変更できるものとします。

③ 単独で申請を行った法人等が、他の申請者（コンソーシアム）の構成員となることはできません。

また、同時に複数のコンソーシアムの構成員となることはできません。

④ コンソーシアムのすべての構成員が(1)の申請資格を満たしている必要があります。

(3) 新設法人等の扱い

県立都市公園の管理運営のため、新たに法人等を設立する場合は、申請時に設立していなくても、その名称等を使用して申請できることとします。

ただし、その場合には、愛媛県議会への当該施設の指定管理者指定に係る議案上程までに、法人登記事項証明書又は法務局登記官の受領書を提出していただく必要があります。

7 募集要項の配布、現地説明会等

(1) 募集要項の配布

① 配布期間	平成25年8月2日（金）から9月3日（火）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）
② 配布場所	「16 問い合わせ先」のとおり
③ その他	郵送を希望する場合は、一部につき580円分の切手をはった、あて先明記の返信用封筒（角型2号A4判用）を同封の上、8月16日（金）（必着）までに上記配布場所あてに請求してください。 なお、愛媛県のホームページから入手することもできます。（ホームページアドレス： http://www.pref.ehime.jp/ ）

(2) 現地説明会の開催

① 開催日時及び場所	午後1時30分から3時間程度（受付：午後1時～午後1時30分まで）
	道後公園 平成25年8月20日（火） 道後公園湯築城資料館
	総合運動公園 平成25年8月21日（水） 総合運動公園管理事務所
	南予レクリエーション都市公園 平成25年8月22日（木） 南楽園管理棟
	とべ動物園 平成25年8月23日（金） とべ動物園第1会議室
② 内 容	ア 募集要項及び業務仕様書の説明 イ 施設見学
③ 申込方法等	ア 平成25年8月9日（金）までに、別添の現地説明会参加申込書（様式7）を電子メール又はファクシミリで愛媛県土木部道路都市局都市整備課へ提出してください。 イ なお、申請を行う場合は、できるだけこの説明会に出席してください。
④ 留意事項	ア 申込期限までに参加の申し込みがない場合には、現地説明会の開催を取り止めます。（参加を希望する場合は、必ず申し込みを行ってください。） イ 説明会には、現に当該施設の指定管理者となっている団体が同席します。（施設の管理運営の現状等に関する説明については、同団体が行う場合があります。）

(3) 資料の閲覧

① 閲覧期間	平成25年8月2日（金）から9月3日（火）までの午前9時から午後5時まで （道後公園及びとべ動物園にあつては、月曜日を除く。）
② 閲覧場所	道後公園 道後公園湯築城資料館
	総合運動公園 総合運動公園管理事務所
	とべ動物園 とべ動物園第1会議室
	南予レクリエーション都市公園 南楽園管理棟
③ 閲覧資料	ア 関係規程等 イ 業務仕様書 ウ 23～24年度事業の実施状況資料 エ 作成・発行した冊子、情報誌 など
④ 留意事項	ア 閲覧を希望する場合は、あらかじめ「16 問い合わせ先」へ連絡し、予約を行ってください。 イ 資料の持ち出しは禁止します。なお、閲覧場所内での筆記、持ち込み機器等による複写は可とします。

(4) 募集に関する質問

募集に関する質問を次により受け付けます。

① 受付期間

第1回：平成25年8月2日(金)から8月23日(金)まで

第2回：平成25年9月4日(水)から9月11日(水)まで

なお、第2回の受け付けは、参加意思表明書（「8 参加意思表明書の提出」参照）を提出した法人等のみに限定します。

② 受付方法

ファクシミリ又は電子メールにより、「16 問い合わせ先」あてに「質問票」（様式8）を提出してください。

なお、電話、来訪など口頭による質問は受け付けません。

③ 回答方法

第1回の受付期間中に受け付けたもの：8月30日(金)までに愛媛県のホームページに掲載します。

第2回の受付期間中に受け付けたもの：参加意思表明書を提出したすべての法人等（コンソーシアムの場合は、代表団体）に対し、ファクシミリ又は電子メールにより随時回答を送付します。（最終回答は9月18日(水)までに行います。）

8 参加意思表明書の提出

指定管理者の指定の申請を希望する法人等は、本申請に先立って、「参加意思表明書」（様式1）の提出が必要となります。（参加意思表明書の提出があった法人等のみに、本申請の資格があります。）

なお、特段の事情がない限り、参加意思表明書を提出した者は、所定の期日までに本申請を行う必要があります。

(1) 提出期間

平成25年8月2日(金)から9月3日(火)までの執務時間中(月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで)とします。

なお、郵送等の場合は、9月3日(火)午後5時15分までの必着とします。

(2) 提出方法

持参又は郵送により、「16 問い合わせ先」へ提出してください。（ファクシミリ及び電子メールによる提出はできません。）

なお、郵送等の場合は、書留、簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより送付してください。

(3) 留意事項

① 複数の法人等が共同で提出する場合の取扱いについては、「6(2)複数の暖帯での共同申請」に準じます。

② 新たに法人等を設立する場合の取扱いについては、「6(3)新設法人等の扱い」に準じます。

③ 参加意思表明書の提出があった法人等の名称等については、公表する場合があります。

9 申請の手続き

指定管理者の指定を申請する法人等（以下「申請者」という。）は、次により申請に必要な書類（以下「申請書類」という。）を提出してください。

なお、各書類の説明については、「申請書類一覧」（別紙2）を参照してください。

(1) 申請書類

- ① 指定管理者指定申請書
- ② 申請する県立都市公園（道後公園、総合運動公園、とべ動物園、南予レクリエーション都市公園）の管理運営に関する事業計画書及び収支計画書
- ③ 定款若しくは寄附行為及び法人登記事項証明書
- ④ 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における申請者の決算報告書等経営状況を明らかにする書類
- ⑤ 申請書類を提出する日の属する事業年度における申請者に関する事業計画書及び収支予算書
- ⑥ 申請者の概要を記載した書類
- ⑦ 役員名簿
- ⑧ 愛媛県税について、未納の税額がないことの証明書
- ⑨ 法人税、消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書
- ⑩ 印鑑証明書
- ⑪ 申請書類のうち該当のないものについての申立書

(2) 提出部数

正本1部及び副本15部（副本は複写可）とします。

(3) 提出期間

平成25年9月20日（金）から平成25年9月27日（金）までの執務時間中（祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）とします。

ただし、郵送等の場合は、9月27日（金）午後5時15分までの必着とします。

(4) 提出方法

持参又は郵送等により、「16 問い合わせ先」へ提出してください。

なお、郵送等の場合は、書留、簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより送付してください。

(5) 申請書類の著作権、情報公開等

- ① 申請者が提出した申請書類の著作権は、申請者に帰属します。
ただし、愛媛県が必要と認める場合は、申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。
- ② 申請のあった法人等の名称等は、公表します。
- ③ 申請書類は、愛媛県情報公開条例の規定に基づき開示することがあります。
- ④ 提出された申請書類は、当該施設の指定管理者の選定以外の目的には使用しません。
- ⑤ 申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他関係法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている業務手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて申請者が負うものとします。

(6) 留意事項

- ① 提出期間終了後の申請書類の再提出及び差し替えは、原則として認めません。
ただし、愛媛県から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の回答のほか、必要に応じ、追加資料の提出をお願いすることがあります。
- ② 提出された申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ③ 申請は、1申請者につき1回のみとします。また、複数の提案をすることはできません。
- ④ 都市公園法、同法施行令、同法施行規則、愛媛県立都市公園条例、同条例施行規則、愛媛県個人情報保護条例、その他県立都市公園の管理運営に関し遵守すべき関係法令を承知の上で申請してください。
- ⑤ 申請書類を提出した後に辞退する場合は、「辞退届」（様式9）を提出してください。

(7) その他

参加意思表明書を提出した法人等が1団体のみであった場合には、申請書類の一部を省略する場合があります。

なお、その場合には、該当する法人等へ別途通知します。

10 指定管理者の候補の選定

(1) 選定方法

指定管理者の候補は、愛媛県立都市公園条例第15条の2第3項の規定により、知事が選定します。

なお、選定に当たっては、外部有識者等の委員で構成する審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査会が書面審査及び面接審査（提案内容に関するプレゼンテーションやヒアリング）により審査（申請者の順位付け）を行い、その結果を知事へ報告するものとします。

(2) 選定基準

愛媛県立都市公園条例第15条の2第3項に規定する選定基準に基づき、総合的に評価します。

なお、選定基準ごとの審査項目及び配点は次のとおりです。

選定基準	審査項目	配点
1 管理公園の適正かつ確実な管理を行うことができること。	事業計画の内容が現実的かつ具体的なものであり、安定的な運営ができるか 関係団体等との連携が図られる計画となっているか	15
	安全管理のための対策がとられているか 個人情報保護のための適切な措置がとられているか	15
	施設の利用を促進させる方策等が計画されているか 利便性の高い施設となる事業計画であるか、利用者の要望等に柔軟に対応できるか	15

2 管理公園の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができること。	支出経費の縮減が図られているか、そのための法人等の創意工夫は見られるか 収入の増加に向けた取組みが計画されているか	20
	自主事業の目的・内容が設置目的に合致しているか 具体的かつ現実的で集客を見込める魅力的な内容であるか	20
3 管理公園の利用者の平等な利用を確保できるものであること。	一部の住民、団体に対して不当に利用を制限又は優遇するものではないか	必須
4 指定管理者が行う業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができること。	施設の運営管理及び自主事業を行うための組織の規模・財政基盤・実績等を有しているか 施設の運営管理を適切に行うことができる人員体制になっているか	15

(3) 選定対象からの除外

申請者が次の要件に該当した場合は、選定対象から除外します。

なお、構成員のいずれかが要件に該当したコンソーシアムについても選定対象から除外します。

- ① 申請書類の提出期限までに所定の書類が整わなかった場合
- ② 複数の申請を行い、又は複数の事業（収支）計画書を提出した場合
- ③ 申請書類に虚偽又は不正があった場合
- ④ 申請資格を満たしていないことが判明した場合
- ⑤ 審査会委員に個別に接触した場合
- ⑥ 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ⑦ 募集要項に違反し、又は著しく逸脱した場合
- ⑧ 社会的信用を損なう行為等により、申請者を指定管理者の候補者とするのが相応しくないと認められる場合
- ⑨ その他不正な行為があった場合

(4) 選定結果の通知及び公表

指定管理者の候補者の選定結果は、すべての申請者に対して書面で通知した後、愛媛県のホームページ等で公表します。

また、選定結果の公表に併せて、審査会での議論の過程や選定理由等についても公表する場合があります。

(5) 留意事項

- ① 面接審査の日時、場所等については、申請者に対して書面で通知します。
なお、審査会において、書面審査のみで審査が可能と判断した場合には、面接審

査を省略する場合があります。

- ② 申請者が1団体のみであった場合には、点数評価によらず、当該申請者が指定管理者の候補者として適当かどうか総合的に判断する場合があるほか、審査会による審査自体を省略する場合があります。

11 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定及び指定期間の決定には、愛媛県議会の議決が必要です。「10 指定管理者の候補の選定」により選定した候補者を指定管理者に指定する議案を愛媛県議会に上程し、議決されれば、知事が指定管理者に対して指定の通知を行うとともに、その旨を告示します。

(2) 協定の締結

愛媛県と指定管理者は、業務の内容及び管理の基準に関する細目的事項等について、申請時に提出した事業(収支)計画及び書面審査、面接審査の際の質疑応答などにおいて明確化した事項に基づいて協議の上、協定を締結します。

なお、協定は、「基本協定」と「年度別協定」を締結することになります。

(3) 協定の主な内容

① 基本協定

基本協定は、指定期間を通しての基本的事項に関する協定です。

- ア 業務に関する基本的な事項
- イ 利用料金に関する事項
- ウ 愛媛県が支払う委託料に関する基本的な事項
- エ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- オ 事業報告・業務報告に関する事項
- カ 指定管理業務の引継ぎに関する事項
- キ 指定の取消し及び業務の停止に関する事項
- ク 指定期間に関する事項
- ケ リスクの管理・責任分担に関する事項
- コ その他

② 年度別協定

年度別協定は、年度ごとの業務に係る事項等を定める協定です。

- ア 当該年度の業務内容に関する事項
- イ 当該年度に愛媛県が支払う委託料に関する事項
- ウ その他

(4) その他

- ① 指定管理者がコンソーシアムの場合は、コンソーシアムを指定することとします。ただし、協定はコンソーシアムの全構成員と締結します。
- ② 協定は、指定という行政処分の附款であり、契約とは異なります。また、協定で

定めた事項については、基本的に変更は行いません。

ただし、特別の事情があるときは、愛媛県と指定管理者とが協議の上、協定の変更をすることができることとします。

- ③ 協定締結後、指定管理者は、平成26年4月1日から管理運営業務が行えるよう諸準備を進めてください。

12 業務開始前に管理の実施が困難になった場合における措置に関する事項

指定管理者の業務開始前までの期間に、指定管理者の候補者として選定された者又は指定管理者（以下「指定管理者等」という。）が、次の事項のいずれかに該当した場合は、指定管理者の候補者としての決定又は指定管理者の指定を取り消すこととします。

なお、指定管理者等がコンソーシアムの場合は、代表団体が次の事項のいずれかに該当した場合に、指定管理者の候補者としての決定又は指定管理者の指定を取り消すとともに、構成員が該当した場合は、代表団体が当該構成員に代え、新たに他の構成員を協定に加えるなど、継続して業務を適正に遂行するための措置を講ずることができない場合に、同様に取り消すこととします。

おって、指定管理者等が取消しとなった場合は、原則として「10 指定管理者の候補者の選定」において次点となった者を候補者として選定することとします。

- ① 愛媛県議会において指定に係る議案が否決された場合
- ② 指定管理者等が倒産し、若しくは解散したとき又は資金事情の悪化等により、業務の履行が確実にないと認められる場合
- ③ 社会的信用を損なう行為等により、指定管理者等とすることが相応しくないと認められる場合
- ④ 指定管理者等が提出した書類に虚偽の記載があることが判明した場合
- ⑤ 正当な理由なくして協定の締結に応じない場合
- ⑥ この要項に定める申請資格を失い、又は申請資格がないことが判明した場合
- ⑦ その他指定管理者に指定することが不可能、又は著しく不相当と認められる事情が生じた場合

13 指定期間満了前の取消し

(1) 愛媛県による指定の取消し

愛媛県は、次の事項のいずれかに該当すると認める場合は、指定期間満了前に指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができることとします。

- ① 指定管理者が業務の履行に関し不正行為を行った場合
- ② 指定管理者が愛媛県に対し虚偽の報告を行い、又は正当な理由なく報告等を拒んだ場合
- ③ 指定管理者が協定内容を履行せず、又はこれらに違反した場合
- ④ 自らの責めに帰すべき事由により、指定管理者から指定の取消しの申出があった

場合

- ⑤ 指定管理者が次の事項のいずれかに該当する場合（指定管理者がコンソーシアムの場合は、代表団体が次の事項のいずれかに該当した場合、また、構成員が該当した場合は、代表団体が当該構成員に代え、新たに他の構成員を協定に加えるなど、継続して業務を適正に遂行するための措置を講ずることができない場合）
 - ア この要項に定める申請資格を失い、又は申請資格がないことが判明した場合
 - イ 資金事情の悪化等により、業務の遂行が確実でない認められる場合
- ⑥ 社会的信用を損なう行為等により、当該法人等を指定管理者とすることが相応しくない認められる場合
- ⑦ その他愛媛県が必要と認める場合

(2) 指定管理者による指定の取消しの申出

指定管理者は、次の事項のいずれかに該当すると認める場合は、愛媛県に対し指定期間満了前に指定の取消しを申し出ることができます。この場合、愛媛県は、指定管理者との協議を経てその措置を決定するものとします。

- ① 愛媛県が協定内容を履行せず、又はこれらに違反した場合
- ② 愛媛県の責めに帰すべき事由により、指定管理者が損害又は損失を被った場合
- ③ その他指定管理者が必要と認める場合

(3) 業務の継続が困難となった場合の措置等

愛媛県又は指定管理者は、次の事項のいずれかに該当する場合は、相手方に対して指定取消しの協議を求めることができるものとします。協議の結果、やむを得ないと判断された場合、愛媛県は指定の取消しを行うものとします。

- ① 不可抗力その他愛媛県及び指定管理者のいずれの責めにも帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合
- ② 愛媛県が当該施設を廃止又は休止する場合
- ③ 災害等の発生により、愛媛県が当該施設を避難施設等として使用する場合
- ④ その他愛媛県又は指定管理者が必要と認める場合

(4) 留意事項

- ① 指定管理者の責めに帰すべき事由により、指定期間満了前に指定の取消しが行われた場合は、愛媛県に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。
- ② 指定管理者は、指定期間満了前の指定の取消しが行われた場合、その事由の如何を問わず、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、県立都市公園の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

14 その他

(1) 申請等に係る経費

申請(現地説明会への参加、参加意思表明書の提出等の行為を含む。)から業務の引継ぎを行うまでの期間(平成26年3月31日まで)に要する経費は、申請者又は指定管理者等が負担するものとします。

(2) 協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合の措置

愛媛県と指定管理者は、誠意をもって協議するものとします。

15 添付資料

- 資料1 道後公園指定管理者業務仕様書
- 資料2 道後公園施設等概要
- 資料3 道後公園実績概要
- 資料4 総合運動公園指定管理者業務仕様書
- 資料5 総合運動公園施設等概要
- 資料6 総合運動公園実績概要
- 資料7 とべ動物園指定管理者業務仕様書
- 資料8 とべ動物園施設等概要
- 資料9 とべ動物園実績概要
- 資料10 南予レクリエーション都市公園指定管理者業務仕様書
- 資料11 南予レクリエーション都市公園施設等概要
- 資料12 南予レクリエーション都市公園実績概要

16 問合せ先

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4-2 愛媛県庁第二別館3階

愛媛県土木部道路都市局都市整備課 都市公園管理係

電話 089-912-2746

ファクシミリ 089-912-2744

電子メール toshiseibi@pref.ehime.jp

指定管理者募集スケジュール

平成25年 8 月 2 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 募集要項の配布開始 ・ 資料の閲覧開始 ・ 第 1 回質問受付開始 (様式 8) ・ 参加意思表明書の受付開始
平成25年 8 月 9 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地説明会参加申込締切 (様式 7)
平成25年 8 月 20 日 (火) ～ 8 月 23 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地説明会 (受付: 午後1時から午後1時30分まで) 午後 1 時30分から 3 時間程度 8 月 20 日 (火) 道後公園 8 月 21 日 (水) 総合運動公園 8 月 22 日 (木) 南予レクリエーション都市公園 8 月 23 日 (金) とべ動物園
平成25年 8 月 23 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1 回質問受付締切 午後 5 時15分まで
平成25年 9 月 3 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 募集要項の配布終了 ・ 資料の閲覧終了 ・ 参加意思表明書の受付締切 午後 5 時15分まで
平成25年 9 月 4 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 回質問受付開始
平成25年 9 月 11 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 回質問受付締切 午後 5 時15分まで
平成25年 9 月 20 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請の受付開始
平成25年 9 月 27 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請の受付締切 午後 5 時15分まで
平成25年10月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1 次審査 (書類審査)
平成25年10月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 次審査 (面接審査)
平成25年10月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事による指定管理者候補者の決定 ・ 指定管理者候補者の決定通知及び公表
平成25年12月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者の指定の議決 (12月議会)
平成26年 1 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本協定の締結
平成26年 1 月～ 3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理運営の準備 ・ 前任者からの引継ぎ ・ 年度別協定 (26年度) の締結 (3 月)
平成26年 4 月 1 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者による管理運営の開始

提出書類一覧

	書 類 名	備 考
ア	参加意思表明書	・ 様式 1
イ	指定管理者指定申請書	・ 様式 2
ウ	申請する県立都市公園の管理運営に関する事業計画書及び収支計画書	・ 申請する県立都市公園の管理運営に関する事業計画書 (様式 3) ・ 申請する県立都市公園の管理運営に関する収支計画書 (様式 4)
エ	定款若しくは寄附行為及び法人登記事項証明書	・ 法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類
オ	申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における団体の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書その他経営の状況を明らかにする書類	・ 法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類 ・ 損益計算書又はこれに相当する書類については、前三事業年度分 ・ 申請書を提出する日の属する事業年度に設立された団体にあつては、その設立時における財産目録 (法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
カ	申請書を提出する日の属する事業年度における団体に関する事業計画書及び収支予算書	・ 法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類
キ	団体の概要を記載した書類	・ 組織及び運営に関する次の事項を記載した書類 (様式任意、A 4 判 2 枚以内) 本社及び事務所所在地、資本金、従業員数、経営理念・方針、沿革、組織図、業務内容、主たる事業の実績
ク	役員名簿	・ 申請書の提出日現在におけるもの
ケ	納税証明書	・ 愛媛県税については、地方局長が発行する県税に未納がない旨の証明書 (様式 5) ・ 提出日において発行の日から 1 カ月以内のもの
コ	法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書	・ 税務署長が発行する未納の税額がないことの証明書 (国税通則法施行規則別紙第 9 号書式 (その 3 の 3)) ・ 提出日において発行の日から 1 カ月以内のもの
サ	印鑑証明書	
シ	提出書類のうち該当のないものについての申立書	・ 様式 6 ・ 提出書類のうち、該当のないものがある場合のみ提出

注 コンソーシアムによる申請の場合は、イ及びエ～シについては構成員ごとに提出してください。